

お知らせ

悪質な貸金業者にご注意ください

貸金業を営む者は、財務局長または都道府県知事の登録を受けなければなりません。無登録で貸金業を行っている業者を「ヤミ金」といい、無登録営業は貸金業法違反です。

容易に借りられるなどの広告を出したりダイレクトメールを送る業者の中には、違法なヤミ金業者も多いことから、不安がある場合は、窓口までお問い合わせください。

■お問い合わせ・相談窓口

北海道環境生活部消費者安全課
電話 011・231・4111
(内線24・527)

上川総合振興局保健環境部
環境生活課
電話 0166・46・5919

中学生の皆さんへ！ 税に関するポスターを募集します！

北海道では、次の世代を担う中学生の皆さんを対象に「税」をテーマとしたポスターを募集します。入賞者及び入賞校には賞状を、応募者全員に記念品を贈呈します。

【用紙】

原則として画用紙八つ切り
(27cm×38cm)

【使用画材】

水彩絵の具またはポスターカラー

【募集期間】

10月1日～平成25年1月21日

【送付先】

各中学校を通じて上川総合振興局課税課または名寄道税事務所まで

【発表】

審査の結果は、平成25年2月中旬に入賞者の学校に通知するなど、道税の広報に活用させていただきます。

■お問い合わせ

上川振興局地域政策課課税課
電話 0166・46・5926

冬型の気圧配置と警報 ・ 注意報

この時期になると、西高東低といわれる冬型の気圧配置の日が多く現れるようになります。日本の西方にあたる大陸に高気圧があり、東の海上に低気圧があり日本付近では等圧線の間隔が込んだ気圧配置で、日本海側を中心に断続的に雨や雪の降る「しぐれ」が発生します。この「しぐれ」は、大陸から吹いてくる冷た

い季節風に、暖かい日本海から大量の水蒸気が与えられて雲が発生し、日本海側では雪などを多く降らせれます。

気象台では、重大な災害や災害のおそれがあるときに警報や注意報を発表しています。冬特有の警報・注意報を例にあげてみますと、降雪による交通機関等への影響の度合いを考慮し、大雪警報や大雪注意報を発表します。その他にも暴風雪警報や風雪注意報を発表して警戒や注意を呼びかけています。

暴風雪警報や風雪注意報が発表されている時は、雪を伴う強い風で見通しが悪くなったり、吹きだまりが発生したりして交通障害の発生する可能性が高まります。

■お問い合わせ

旭川地方気象台総務課
電話 0166・32・7101

無許可で商品先物取引 の勧誘を行う業者に ご注意ください!!

一般消費者を相手として、商品先物取引を業として行う場合には、商品先物取引法に基づき許可が必要です。許可を受けていない「無許可業者」と取引を行わないよう十分に

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習

- ◎11月5日(月) 13時～
- ◎11月15日(木) 13時～
- ◎12月5日(水) 13時～
- ◎12月14日(金) 13時～

■一般講習

- ◎11月5日(月) 14時～
- ◎11月15日(木) 14時～
- ◎12月5日(水) 14時～
- ◎12月14日(金) 14時～

■違反講習

- ◎11月26日(月) 13時～
- ◎12月10日(月) 13時～
- ◎12月19日(水) 13時～

■初回講習

- ◎11月9日(金) 13時～
- ◎1月10日(木) 13時～



ブロードバンドサービス を利用しましょう!!

平成21年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業の実施により、占冠村でも光ブロードバンドサービスが利用できます。

皆さまの積極的なご利用をお願い申し上げます。

■企画商工課企画担当 電話56-2124

お知らせ

ご注意ください。

●委託者等の保護を更に図るため、平成23年1月1日に

商品先物取引法が改正され、国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引を業として行うものは「商品先物取引業者」としての許可が必要となります。

●自宅や職場に電話でシカゴ

の大豆取引の執拗な勧誘を受ける場合などは、無許可で業者である可能性が高いので、契約・取引はもとより話し合いに注意したりしないよう十分に注意してください。

●なお、無許可業者に関する

相談は、農林水産省の相談窓口や最寄りの消費生活センター等の相談窓口にお寄せください。

■お問い合わせ・相談窓口

農林水産省食料産業局商品取引グループ
電話 03・3501・6730

『国の教育ローン』(日本政策金融公庫国民生活事業)

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【融資額】

学生・生徒一人当たり30万円(以内)

【利率】

年2・35%(固定金利、平成24年9月10日現在)

【返済期間】

15年以内(交通遺児家庭または母子家庭の方については18年以内)

【お支払いみち】

入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【返済方法】

毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】

(財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

■お問い合わせ

教育ローンコールセンター
電話 0570・008656
(ナビダイヤル)
または、
電話 03・5321・8656

11月は児童虐待防止推進月間です

虐待を受けたと思われる子どもを見かけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには児童相談所や村の社会福祉担当まで連絡をください。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

■お問い合わせ・相談窓口

保健福祉課社会福祉担当
電話 56・2122

無料調停相談会の開催

富良野調停協会では、富良野沿線の住民に対し、調停制度利用の便宜と普及を図るため、次の日程で「無料調停相談会」を開催いたしますので、日頃金銭の貸借関係、あるいは、損害賠償問題、夫婦や親族のいろいろなトラブル、日常生活での紛争解決等について悩んでおられる方は、当日、会場にお越しいただき是非ご相談ください。担当調停委員が親切にご相談に応じます。

◆開催日時

11月14日 10時～15時

◆開催会場

◆富良野会場
富良野文化会館 研修室
◆中富良野会場
中富良野農村環境改善センター 研修室

■お問い合わせ

富良野調停協会事務局
調停委員 下口信彦
電話 22・4379

村営住宅入居者募集のご案内

募集団地

●受付期限 11月15日(木)

●占冠地区 2戸	●トマム地区 3戸
○占冠団地	○トマム団地
3DK 2戸	3LDK 1戸
●中央地区 1戸	○第2トマム団地
○第2千歳団地	3LDK 1戸
4LDK 1戸	○第3トマム団地
	3LDK 1戸

皆様の入居を
お待ちしております

※みなし特公賃住宅は、村営住宅とは入居資格が異なりますので、詳しくは、産業建設課建築担当へお問い合わせください。

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。

●月収が15万8,000円以下の方。

(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8,000円以下の方)

※单身の方でも入居できます。

※連帯保証人が2名必要です。

★入居者と同等または同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね12月3日(月)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当
トマム支所

■お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56-2172